

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置への対応（令和5年5月23日公布）

(1)改正の趣旨

宅地造成等規制法の一部改正（令和5年5月26日施行）に伴い、引用法令の条項を繰上げるなど、所要の改正を行うものである。

(2)改正の概要

宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく許可を受けて行う土砂埋立行為は、条例に基づく許可は不要（届出対象）としているところだが、同法の一部改正（令和5年5月26日施行）に伴い、同法の一部を改正する法律の附則に経過措置がおかれ、適用除外の根拠規定が変更となることから、規定の整備を行う（別表第1第10項関係）。

併せて、同法引用箇所を修正する（法令名の修正、条項の繰上げ）。

2 施行期日

令和5年5月26日